

「中海沿岸農地排水不良ワーキング・グループ」設置要綱

(目的)

第1条 中海会議設置要綱第1条の目的を達成するために、中海沿岸の農地における排水不良を協議検討する「中海沿岸農地排水不良ワーキング・グループ」（以下「ワーキング・グループ」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議における検討結果は、中海会議の幹事に諮り、中海会議に対して報告する。

(所掌事務)

第3条 ワーキング・グループは、次の各号について協議検討する。

- (1) 中海沿岸（彦名・崎津）の農地排水不良対策検討
- (2) その他必要な事項

(構成)

第4条 ワーキング・グループの構成員は、別表のとおりとする。

(事務局)

第5条 ワーキング・グループに事務局を置く。

- 2 事務局は、米子市経済部農林課とする。
- 3 ワーキング・グループは事務局が必要に応じて招集し、ワーキング・グループの進行は、事務局が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、ワーキング・グループにおいて定める。

附則

- この要綱は、平成22年10月6日から施行する。
この要綱は、平成25年7月26日から施行する。
この要綱は、平成27年11月2日から施行する。

別表（第4条関係）

1 構成員

団 体 名	部 課 名
米子市	企画部企画課 経済部農林課
国土交通省（中国地方整備局）	出雲河川事務所
農林水産省（中国四国農政局）	農村振興部（農地整備課）
鳥取県	元気づくり総本部広域連携課 農林水産部農地・水保全課 西部総合事務所地域振興局 〃 農林局